

「医療計画等の策定」に係る匿名加工情報等の作成及び第三者への提供について

作成日：平成 30 年 4 月 10 日

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）では、個人情報を使用して匿名加工情報等（\*）を作成して当該匿名加工情報等を第三者に提供するときは、匿名加工情報等に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供方法について公表することとされております。

このたび、全国健康保険協会高知支部（以下、高知支部という。）では、以下の通り匿名加工情報等を作成し、第三者（高知県）へ提供させていただきます。

(\*）匿名加工情報等とは、個人情報を加工して、通常人の判断をもって、個人を特定することができず、かつ、加工する前の個人情報へと戻すことができない状態にした情報及び 10 未満の集計単位を含む集計などのこと。

#### 1. 匿名加工情報等に含まれる個人に関する情報の項目

平成 29 年 11 月以降に、高知支部の加入者（被保険者・被扶養者）の方が受けられた医療に関するデータのうち、以下の項目

##### ・レセプトの在宅指標にかかる診療行為の件数

（提供項目：退院支援加算 1（一般病棟入院基本料等の場合）、退院支援加算 1（療養病棟入院基本料等の場合）、退院支援加算 2（一般病棟入院基本料等の場合）、退院支援加算 2（療養病棟入院基本料等の場合）、退院支援加算 3、退院後訪問指導料、訪問看護同行加算、往診、外来栄養食事指導料（初回）、外来栄養食事指導料（2 回目以降）、在宅患者訪問診療料（同一建物居住者以外）、在宅患者訪問診療料（同一建物居住者）（特定施設等以外入居者）、在宅患者訪問診療料（同一建物居住者）（特定施設等入居者）、在宅患者緊急入院診療加算（1、2 以外）、在宅患者緊急入院診療加算（連携医療機関（1 以外））、在宅患者緊急入院診療加算（在支診、在支病、在宅療養後方支援病院）、地域包括ケア病棟入院料 1、地域包括ケア病棟入院料 2、看取り加算（在宅患者訪問診療料）、退院時共同指導料 1（在宅療養支援診療所）、退院時共同指導料 1（1 以外）、退院時共同指導料 2、介護支援連携指導料、訪問看護支持料

#### 2. 提供期間

医療計画等の策定に必要なため、毎年覚書を締結した上で、継続的に毎月情報を提供

#### 3. 匿名加工情報等の提供方法

紙媒体を提供先へ送付

（問い合わせ先）

全国健康保険協会高知支部 企画総務グループ TEL：088-820-6012